

平成30年度
事業計画書

社会福祉法人

四日市市社会福祉協議会

平成30年度事業計画書

現在、我が国では、社会的孤立や孤独、生活困窮やホームレス、社会的ストレス、高齢者・児童等への虐待、社会的弱者の権利擁護など現行の公的な制度では対応しきれない課題が顕在化している。

この状況下、国では、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを提唱している。それは、地域住民や地域の多様な主体が他人事ではなく我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものである。

この実現のための一つとして、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築が急がれ、社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人やNPO法人、住民主体の活動団体等は相互に連携し、専門分野を超えて一つの課題に向き合うことが求められている。

そのような中、四日市市社会福祉協議会は、「安心して暮らしつづけることができる福祉のまちづくり ～市社協の強みを生かし、『つなげる』から『つながる』へ～」を基本理念とした「第5次四日市市地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進役としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明化を図っていく。

【平成30年度重点事業】

- 「第5次四日市市地域福祉活動計画」の推進
- 法人運営の基盤強化と人財確保
- 小地域福祉活動の推進
- 包括的福祉総合相談窓口機能の充実
- 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの提供
- 指定管理施設の適正な管理運営と第4期（31～35年度）への申請

〔平成30年度事業実施項目〕

〔 〕内は、予算額。

〔重〕は重点事業、〔新〕は新規事業、〔拡〕は拡充事業、〔見〕は見直し事業。

総務課

「第5次四日市市地域福祉活動計画」（平成28年度から平成31年度）を基に事業を進めるとともに、財政状況等を見据え、計画的な予算執行や職員配置、育成を行う。

また、無期雇用制度に対応し、人財の確保に努める。

1. 法人運営事業

〔重〕（1）第5次四日市市地域福祉活動計画の推進

社協マン座談会の開催など、オール社協で取り組む。

〔重〕（2）職員研修の実施〔1, 775千円〕

昇格した職員への階層別研修、所属長研修、職場研修、派遣専門研修など計画的に実施する。また、引き続き特に資格取得を奨励する。

（3）福祉サービス適正実施

本会が実施する福祉事業について、苦情解決責任者、苦情解決受付け者、第三者委員を設置し、円滑、円満な苦情解決の促進と本会の各事業所の信頼や適正性を確保する。

（4）BCP（事業継続計画）の推進

年1回必要な研修と訓練を行うとともに、関係機関との連携に活用する。

（5）団体活動支援

三重県共同募金会四日市市共同募金委員会、四日市市民生委員児童委員協議会連合会、四日市市地区社会福祉協議会連絡協議会、四日市市老人クラブ連合会、四日市母子寡婦福祉会、四日市市遺族会

2. 市民啓発事業

（1）社協だより「かけはし」の発行〔1, 645千円〕

本会及び本会事業のPRを中心に、地域の福祉活動や市民の声の紹介のほか、最新の福祉情報の提供を目的に発行。年に3回、市内全戸に配布し、希望者には

音訳(CD版・カセット版)及び点訳を発行。また、引き続き広告収入の増加に努める。

(2) 社会福祉大会の開催〔1, 618千円〕

社会福祉大会は、福祉功労者の顕彰と福祉講演会を通して、社会福祉や地域福祉活動について、理解を深めていただく機会を提供。

本年度は10月27日(土)に市文化会館第1ホールで開催予定。

(3) ホームページの更新〔223千円〕

本会の各種事業、採用情報及び市民が求める福祉情報をタイムリーに提供。

3. 資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事業〔3, 557千円〕

見 (2) 福祉金庫貸付等事業〔8, 655千円〕

貸付額、貸付条件を変更。

(3) 国民健康保険高額療養費資金貸付事業〔1, 000千円〕

(4) 介護保険高額サービス費貸付事業〔100千円〕

4. 財源確保

(1) 社会福祉協議会会費〔4, 200千円〕

(2) 共同募金配分金〔29, 888千円〕

(3) 収益事業

①「喫茶ふれあい」の経営〔10, 716千円〕

②「総合会館売店」の受託運営〔31, 230千円〕

5. その他福祉事業

(1) よっかいち福祉の店〔3, 964千円〕

常設店である総合会館店の運営を中心に、引き続き地域や各種イベントでの販売会等への出店を地域の協力を得て、開催していくとともに、福祉の店運営委員会で参画施設の協力を一層求めていく。

(2) 生活困窮者支援事業

三重県社会福祉協議会が実施する「みえ福祉の『わ』創造事業」に加わり、フードバンク等、生活困窮者支援サービスを行う。

地域福祉課

生活支援コーディネーター、ふれあいいきいきサロンコーディネーターが核となり、地域拠点を活用し地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、住民主体福祉サービス団体等と連携して地域福祉活動の推進に努める。また、昨年度に引き続き包括的福祉総合相談窓口機能を拡充し、現在の制度では対応が難しいケースへの調査研究、資源開発、幅広い市民への支援体制の構築を目指す。

また、ボランティアに関する各種情報の発信、養成講座や研修会の開催、活動支援などを通して広く市民にボランティア意識の高揚を図りながら、ボランティア活動の啓発やボランティア人口の拡大を行っていく。

さらに、三重県社会福祉協議会からの委託事業である「三四日常生活自立支援センター」、四日市市からの指定管理施設である「母子・父子福祉センター」、四日市市からの委託事業である「中央老人福祉センター」、「おもちゃ図書館」の適正な運営に努める。

1. ふれあいのまちづくり事業

(1) 地区社会福祉協議会ネットワーク強化

地域ブロック会議等で連携を強化し、地域の特性に合わせた活動支援を行うとともに、地区社会福祉協議会連絡協議会事務局として組織の見直し、全体事業の実施等によりネットワークの強化を図る。

①地区社会福祉協議会組織活動費〔1, 224千円〕・事業費〔2, 725千円〕・共同募金交付金事業〔8, 470千円〕

②地域福祉活動メニュー事業〔900千円〕

学習会や交流会及び子育てサロンの組織化や活動支援をとおして、小地域での地域福祉活動の充実。

③福祉協力員等活動費補助事業〔1, 200千円〕

福祉協力員等の組織化及び福祉協力員等活動の促進。

④地区社会福祉協議会連絡協議会事業〔400千円〕

地区社会福祉協議会連絡協議会全体事業の開催及びモデル事業の実施。

(2) 地域コミュニティの推進

地域福祉活動の担い手を確保していくために福祉教育大学等の事業を実施し、福祉教育・福祉人材養成を進める。生活支援コーディネーター、ふれあいいきいきサロンコーディネーターを配置し、地域特性にあわせた新たな支えあいの

仕組みづくりや介護予防活動を地域と協働で事業を構築できるように地域関係者と連携して地域包括ケアの構築を進める。

また、非常時の災害ボランティアセンター設置・運営が、円滑に進めることができる体制を構築するため、職員の資質向上と近隣市町社協との連携体制を図るとともに、自主防災組織等との連携強化に努める。

重①生活支援コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）を配置

〔24, 451千円〕

地区民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会等の活動を支援する。また、各地区の福祉課題、社会資源の整理を行い地域診断に取り組む。さらに、市内各地で地域包括ケア実現にむけた住民が主体となった住民参加型サービス（住民主体サービスBも含む）連絡会議を開催し、連携強化を図るとともに事業実施における課題解決や各サービス団体の持続可能な仕組みを提案していく。

重②四日市市小地域福祉活動事業（拠点事業）の実施〔2, 130千円〕

市内3カ所に設置した空き家を活用した活動拠点で、介護予防事業・日常生活支援総合事業・住民参加型福祉サービス・生活困窮者支援事業等、拠点の地域特性を活かした事業を実施するとともに、活動の担い手を養成する。

重③ふれあいいきいきサロン推進事業〔34, 625千円〕

ふれあいいきいきサロン活動の拡充や継続支援に努めるとともに、ふれあいいきいき活動を通じた介護予防活動の促進を図る。また、介護予防・日常生活支援総合事業における通所介護B型サービスへの移行支援を行う。

④福祉教育大学〔850千円〕

各種ゼミナール等を引き続き実施し、福祉の考え方についての基本視点を見つめなおす機会や福祉の最新情報や専門知識を学ぶ場を提供し、地域福祉の担い手を養成していく。

- ・「四社協福祉ゼミナール」市民全体を対象
- ・「地域福祉ゼミナール」地域（地区単位）住民を対象
- ・「専門ゼミナール」地域包括ケア等に関わる市民活動者ならびに関係者等を対象
- ・「やろに会議」新しい取組につなげるきっかけづくりのため、住民主体福祉サービス団体、市民活動者、学生、若い世代、企業及び団塊の世代などを対象に新しい事業を実施

⑤社会福祉相談援助実習〔95千円〕

社会福祉士を目指す学生の受入。

⑥調査・研究事業〔714千円〕

小地域福祉活動のあり方についての調査・研究事業の実施。

⑦災害ボランティアセンター推進事業〔890千円〕

災害ボランティアセンターについて、地域関係者の理解が得られるように勉強会や情報提供を実施。防災関係機関との情報交換や近隣県で大規模災害等が発生した場合の災害ボランティアバスの派遣。災害ボランティアセンター運営に備え、市社協職員の資質の向上と資機材の整備及び近隣市町社協との連携強化。

(3) 包括的福祉総合相談窓口（仮称：安心安全サポートセンター）

身元保証やゴミ屋敷、生活困窮者支援など、既存のサービスでは対応が困難な課題等に対して積極的に相談をしていく機関として、包括的福祉総合相談窓口の設立を目指す。専任のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域住民や福祉関係機関等と連携した取り組みを強化し、複雑・多様化する福祉課題に対するケアネットワークを構築する。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の啓発・相談及び利用者支援を拡充する。

さらに、孤立家庭や生活困窮、子どもの権利侵害などの社会問題について、高等学校でスクールソーシャルワークをモデル的に試行し、調査研究を進め、必要な事業開発を行う。

■①成年後見サポートセンター事業〔20,101千円〕

専門員の体制を強化し、成年後見制度の啓発、成年後見制度の説明や手続きの支援、親族で成年後見等をされている人の相談等の充実に努める。また、既存のサービスでは対応が困難な課題等の複雑多岐にわたる課題解決に対応するための包括的福祉総合相談窓口機能を充実する。さらに、親族の支援が得られない人に対して、緊急連絡先や身元保証、死後対応などの制度やサービスが十分でない狭間の支援について、証調査研究会や研修会を通じて対応策を検討し、新しいサービスを構築する。

■②地域後見サポート事業〔4,386千円〕

法人後見の受任など、地域の関係者と一緒に本人を地域全体で支える仕組みを構築する。

③福祉総合相談事業〔5,457千円〕

福祉に関する一時的な相談窓口（専門相談員により毎日）

④三泗日常生活自立支援センター〔59,718千円〕

判断能力に不安のある高齢者、障害者（精神、知的）等を対象に、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等を行う。

⑤生活困窮者対策支援事業（リユース事業）〔112千円〕

地域拠点を活用して、生活困窮家庭に対する生活用品の貸与等の生活支援、企業等による社会貢献事業と協賛した食料支援（四日市市社会福祉協議会フードバンク）の実施。

新⑥企業協賛における地域支援事業

市内の企業における社会貢献活動と市民の福祉ニーズをマッチングすることで、新たな地域支援事業や生活支援事業の構築を目指す。

（4）その他

①車いす短期貸し出し事業〔71千円〕

市民を対象に無料で原則一ヶ月間車いすを貸し出す。

2. 福祉ボランティアのまちづくり事業

（1）相談援助業務

①ボランティアコーディネート業務

ボランティア支援を必要とする人、ボランティア活動を希望する人、ボランティア募集をする団体や施設等とのコーディネート業務並びに職員のコーディネーション力の向上。

②相談業務

活動に関する問い合わせや苦情など、中間支援組織としての相談業務を充実。

（2）情報収集と提供

①ボランティアニュース「ボランティアのたまご」の発行〔462千円〕

団体及び個人ボランティアをはじめ、広く市民にボランティアに関する最新情報を提供。（月1回発行）。

②ボランティア団体会員募集一覧冊子の作成

登録団体会員を募集している団体の活動状況などの情報を提供。

③ホームページの更新

広く市民にボランティアセンターの周知を図るとともにボランティア活動に関する情報を提供。

④フェイスブックの更新

若い世代を中心に普及しているフェイスブックの機能を活かしてボランティ

ア活動やボランティアセンター事業の情報を発信する。

(3) ボランティアのきっかけづくり事業

①はじめてのボランティア説明会〔41千円〕

市民を対象に、具体的な活動につなげていくことを目的として、ボランティアの基礎知識や心構えの講義、活動紹介を行い、コーディネートする。月3回定期的に開催。

②サマーチャレンジ2018〔114千円〕

高校生や大学生等を対象に、ボランティア活動の魅力を伝えるとともに、ボランティア活動のきっかけになる体験の機会を提供し、学生との連携した活動につなげる。

(4) 人育て（人材育成）事業

①福祉活動拠点でのボランティア講座〔110千円〕

市内2か所の拠点等で、ボランティア講座を開催。身近な地域で活動する人材を増やす。

②障害者スポーツボランティア講座〔321千円〕

東京パラリンピック(2020年)、三重県での全国障害者スポーツ大会の開催(2021年)を控え、障害者スポーツへの関心を高め、サポートする人材を増やすための講座や交流大会を開催。

③福祉教育推進事業〔605千円〕

児童生徒を対象とする福祉教育に必要な講師派遣や福祉教育プログラムの構築。

(5) 活動支援（助成）事業

①ボランティア活動保険の加入促進〔420千円〕

安心して活動できるよう、ボランティア活動保険の加入促進。

②「全国・三重県ボランティアフェスティバル」等への参加支援〔251千円〕

全国や三重県での大会への参加を通じて先駆的な活動を学び、地域や自分たちの活動に還元するため、交通費と参加費を助成。

(6) 協働事業

①四日市ボランティアキャンペーンの開催〔473千円〕

幅広い世代・様々な分野のボランティアと連携し、ボランティア活動の魅力発信。ボランティア活動体験やはじめてのボランティア説明会の各種プログラム開催。

拡②ボランティアのつどい〔254千円〕

様々な活動をしているボランティア団体や個人が一堂に会し、お互いの横のつながりや、ボランティアセンターの連携強化を目的に、講演会や情報の交換、交流の場を開催。

③コーディネートを考える会議〔159千円〕

ボランティアセンターのコーディネート業務の向上を図ることを目的に、ボランティア関係者（送り出し機関、受け入れ機関、中間支援組織、学識経験者など）が集まり、情報共有や意見交換及び地域や個人への支援など新たな仕組みづくりを構築していく。

3. 福祉施設の管理運営

(1) 中央老人福祉センター〔15,824千円〕

利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努める。

(2) 母子・父子福祉センター【指定管理施設】〔4,889千円〕

これまでの指定管理者としての知識や経験を活かし、より、利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努める。

(3) おもちゃ図書館〔1,366千円〕

障害の有無に関わらず、おもちゃを通して親子が仲良く遊ぶふれあいの場として運営する。

福祉支援課

1. 障害福祉支援室

指定管理者として四日市市の指定を受けた、障害者自立支援施設「共栄作業所」・「たんぽぽ」・「あさけワークス」と「障害者福祉センター」は、第3期（26～30年度）指定管理の最終年度に入る。管理運営業務を円滑に実施するために、四日市市障害福祉課と月1回、連絡調整会議を行い、情報交換や業務の調整を図っている。今年度は、より公の施設の役割や方向性を考える場として機能するよう実施していく。

また、次期指定管理の申請があるため、スケジュールに沿って、準備・実行していく。その過程では、各施設の課題だけではなく、法人が指定管理を運営していく上での課題についても共有し、今後、継続的・計画的に検討していくことができるしくみをつくる。

重 (1) 障害者自立支援施設「共栄作業所」【指定管理施設】〔70,063千円〕

・障害者総合支援法に規定する「就労継続支援B型事業所」

- ・就労が困難である人に対して、就労の機会を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・就労支援事業の収益向上を図るため、自主製品（さをり織り）作業及び受注作業の充実を図る。
- ・より、その人らしくあるために生活の質の向上ができるよう、日々の関わりやサービスの提供を行っていく。

重 (2) 障害者自立支援施設「たんぽぽ」【指定管理施設】〔121, 196千円〕

- ・障害者総合支援法に規定する「生活介護事業所」及び「日中一時支援事業所」
- ・常時介護を必要とする人に対して、一人ひとりの意思表出を大切にしながら食事及び排せつの介助・創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

重 (3) 障害者自立支援施設「あさけワークス」【指定管理施設】

〔52, 509千円〕

- ・障害者総合支援法に規定する「就労継続支援B型事業所」
- ・就労が困難である人に対して、就労の機会を提供するとともに、就労意欲を引き出し、就労移行支援事業等の利用を目指せるような支援を行う。

重 (4) 障害者福祉センター【指定管理施設】〔40, 405千円〕

- ・身体障害者手帳所持者等に対し、身体障害者（障害児）デイサービス事業を提供するとともに、障害者福祉関係団体への支援・障害者福祉ボランティアの養成を行う。
- ・地域での障害者福祉に関する理解を拡げるために、啓発事業を行う。

(5) 障害者自立生活支援センター「かがやき」〔15, 413千円〕

- ・身体及び知的障害者の生活全般に係る相談、援助、助言を行うとともに、サービス利用計画の作成及び評価、モニタリングなど、計画相談支援を行う。
- ・地域関係者間の調整及び連携を図るとともに、個別ニーズに応じた支援や地域課題の可決に向けて、地域自立支援協議会生活支援部会を開催する。

(6) 視覚障害者福祉センター〔2, 161千円〕

- ・視覚障害者を対象として、職業訓練（研修会）を開催するとともに、活動の場を提供する。
- ・市等から発行される公共印刷物等の点訳業務を行う。

(7) 障害者就業・生活支援センター「プラウ」〔33, 139千円〕

- ・就業意欲があり、就職や職場への定着が困難な障害者等を対象に、関係機関と連携をしながら就職や職場定着に向けて支援する。
- ・障害者の雇用に携わる関係機関、団体等と連携し、障害者就労における地域課題の共有と解決に向けて地域自立支援協議会雇用部会を開催する。

(8) 障害者就労支援事業 ワークセンター〔10,565千円〕

- ・就労を希望する障害者を対象に、プラウと連携を図り、ワークセンターや四日市市役所において、就労に向けた職場訓練を行うとともに、市役所の担当課とともに、市役所・企業等に対する障害者就労の啓発を行う。

2. 高齢福祉支援室

平成30年度介護報酬改定では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進することを目的として、以下4つを柱に改定された。

- ・「地域包括ケアシステムの推進」
- ・「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」
- ・「多様な人材の確保と生産性の向上」
- ・「介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保」

今回の改定では、報酬が全体でプラス0.54%となったが、訪問介護は生活援助、通所介護は時間区分の見直しによる基本報酬が減額となり、医療機関や医療サービスとの連携、より自立支援に資するものが加算として新設されるなどの改定となった。

本市では、平成30年度から32年度までを計画期間とする、第7次四日市市介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画が策定され、介護予防・生活支援サービス事業の拡充を図るために、介護事業所や専門職を活用したサービスの整備や、自立を支援する介護予防ケアマネジメント力の向上が進められる。

このような状況の下、地域包括支援センター、在宅介護支援センターでは地域包括ケアシステム構築を推進し、居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業は医療機関との連携を進め、より自立支援に資するサービスの提供を行う。介護保険認定調査は市と連携を図り実施する。

(1) 中地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する

ことを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な役割を担う。また、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に伴う介護予防ケアマネジメントに取り組む。

①包括支援事業〔54,573千円〕

■・認知症初期集中支援チームの運営

認知症が疑われる人や認知症の人で、医療・介護サービスを受けていない人に対して、チーム員による訪問、観察・評価、家族支援などの初期支援を集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。

■・認知症地域支援推進事業

医療・介護・地域関係者のネットワークづくりを進める「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人やその家族の相談に応じるとともに、医療・介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。

・個別地域ケア会議の開催

高齢者本人、親族、在宅介護支援センター、医療・介護関係機関、地域支援者等を参加メンバーとする会議を開催し、個別ケースの支援について検討を行う中で、地域課題の把握を行い、社会基盤の整備につなげていく。

・医療・介護連携地域ケア会議の開催

医療・介護関係機関を中心としたメンバーによる会議を開催し、医療・介護連携の課題、不足する資源やサービス等について検討する中で、医療・介護連携の強化を図り、在宅医療・介護を推進するための社会基盤の整備につなげていく。

・地区地域ケア会議への参加

管内の在宅介護支援センターが主催する会議に参画し、各地区において、介護保険などの公的なサービスだけでは支えきれない部分を地域全体で考え、地域住民の暮らしを包括的に支える仕組みづくりを考える。

・総合相談支援業務

地域住民からの各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援を実施する。

・権利擁護業務

日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応を行う。

・在宅介護支援センター中ブロック会議の開催

管内の在宅介護支援センターとの連携に関する協議及び情報交換等のための連絡協議会を開催する。

- ・介護支援専門員に対する支援

地域の介護支援専門員に対して、支援困難事例等への助言やケアプラン作成、サービス担当者会議の開催支援等の個別対応を行うとともに、事例検討会や研修会等の場を通して、介護支援専門員の資質向上に資する取り組みを行う。

- ・介護サービス事業者との連携

四日市市介護保険サービス事業者連絡会の企画、運営等に参画し、地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議に参加する。

- ・中地域医療・介護ネットワーク会議の開催

医療と介護の連携を推進するため、医師会・歯科医師会・薬剤師会などの医療分野の関係機関とともに会議・研修会を開催する。

②介護予防推進事業〔7,760千円〕

総合事業の一般介護予防事業として「いきいき百歳体操を活用した通いの場等」づくりのための住民の自主活動の動機付け説明会開催や立ち上げ・継続支援を行う。

③介護予防ケアマネジメント業務〔64,852千円〕

要支援者や総合事業対象者に対して、地域において自立した日常生活を送れるよう、介護予防プランの相談、作成を行い、多様なサービスの提供や地域の活動への参加を図る。

(2) 訪問介護事業所ホームヘルプサービス〔78,181千円〕

在宅において、日常生活に支障のある高齢者、障害者の方に対して身体介護や生活援助のサービスを行い安心して在宅生活を送れるよう自立支援を目的として事業を行う。

①訪問介護事業（総合事業含む）

- ・介護保険訪問介護サービスの実施

②居宅介護事業（障害者福祉）

- ・障害者自立支援サービスの実施

(3) 通所介護事業所（総合事業含む）〔73,892千円〕

要介護又は要支援認定を受けた高齢者や総合事業を利用できる高齢者、また障害をもつ人が、在宅で自立した日常生活をおくることが出来るよう、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、日帰りで入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、レクリエーション等を行う。

また、総合事業の基準緩和型通所サービス（通所サービスA）も市の委託を受けて週2回半日型デイとして、専門職種と地域ボランティアと協働し運営を行う。

- ・介護保険通所介護サービスの実施
- ・総合事業現行相当通所サービス
- ・基準緩和型通所サービス（通所サービスA）の実施
- ・障害者基準該当デイサービスの実施
- ・障害児放課後等児童デイサービスの実施

（４）くす在宅介護支援センター〔13,465千円〕

楠地区の高齢者福祉の公的な相談窓口として、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活ができるよう地域包括支援センターや各種関係機関と連携しながら、介護をはじめとした各種の相談や介護予防事業等を行う。

- ・高齢者総合相談（窓口・出張）の実施
- ・地域連携、協力体制の構築
- ・介護予防普及啓発推進事業（出前講座等）
- ・認知症予防普及啓発事業（認知症カフェ等）
- ・地域ケア会議の開催（地区別）

（５）居宅介護支援事業所ゆりかもめ〔14,389千円〕

要支援・要介護認定の申請代行や要介護と認定された人が介護サービスを利用するために必要な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、要支援と認定された人等が総合事業サービスを利用するために必要な介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成などを介護支援専門員が行う。その他、サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介などを行う。

- ・介護保険要介護、要支援者（総合事業対象者）の居宅サービス計画の相談、作成、サービスのコーディネートを行う。
- ・居宅介護サービス計画作成等
- ・介護予防サービス計画作成等

（６）介護保険認定調査〔76,308千円〕

国の基準に基づき、適正、公平、中立な要介護認定調査（更新・変更）を行う。